

COMPETE
WITH CONFIDENCE.



その他の国々ウォーターマークがサービスを を提供し。

ウォーターマークはまた、オーストラリア以外の国々での、特定の知的財産権問題のサポートもしています。

ニュージーランド

当事務所の弁理士は、ニュージーランドの知的所有権庁に赴き直接実務を行います。つまりウォーターマークは、ここオーストラリアで行うのと同じように、ニュージーランドの特許、商標、意匠の出願と遂行を含む、知的財産ポートフォリオのサポートをニュージーランドでもしています。さらに、オーストラリアとニュージーランドの両国に同時に申請される場合は、割引も提供しています。

南太平洋

ウォーターマークは、以下の南太平洋諸国での商標に対する問題解決や登録のサポートをしています。

- パプアニューギニア
- フィジー
- キリバス
- ナウル
- サモア
- ソロモン諸島
- トンガ
- ツバル
- バヌアツ

南太平洋諸島における商標登録やニュージーランドにおける知的財産権に関する特定なご質問があれば、当事務所にご連絡ください。

Our Offices:

メルボルン
電話: +61 3 9819 1664

シドニー
電話: +61 2 8874 0400

パース
電話: +61 8 9222 0100

電子メール:
mail@watermark.com.au

ウェブサイト:
www.watermark.com.au

Twitter @WatermarkIP
Watermark
Intellectual Property

Our Services:

- Patents & Designs
- Trade Marks
- IP Legal
- IP Advisory
- Competitive Business Intelligence